

グロース市場の上場維持基準の 見直し等の概要

東京証券取引所 上場部

2025年9月26日



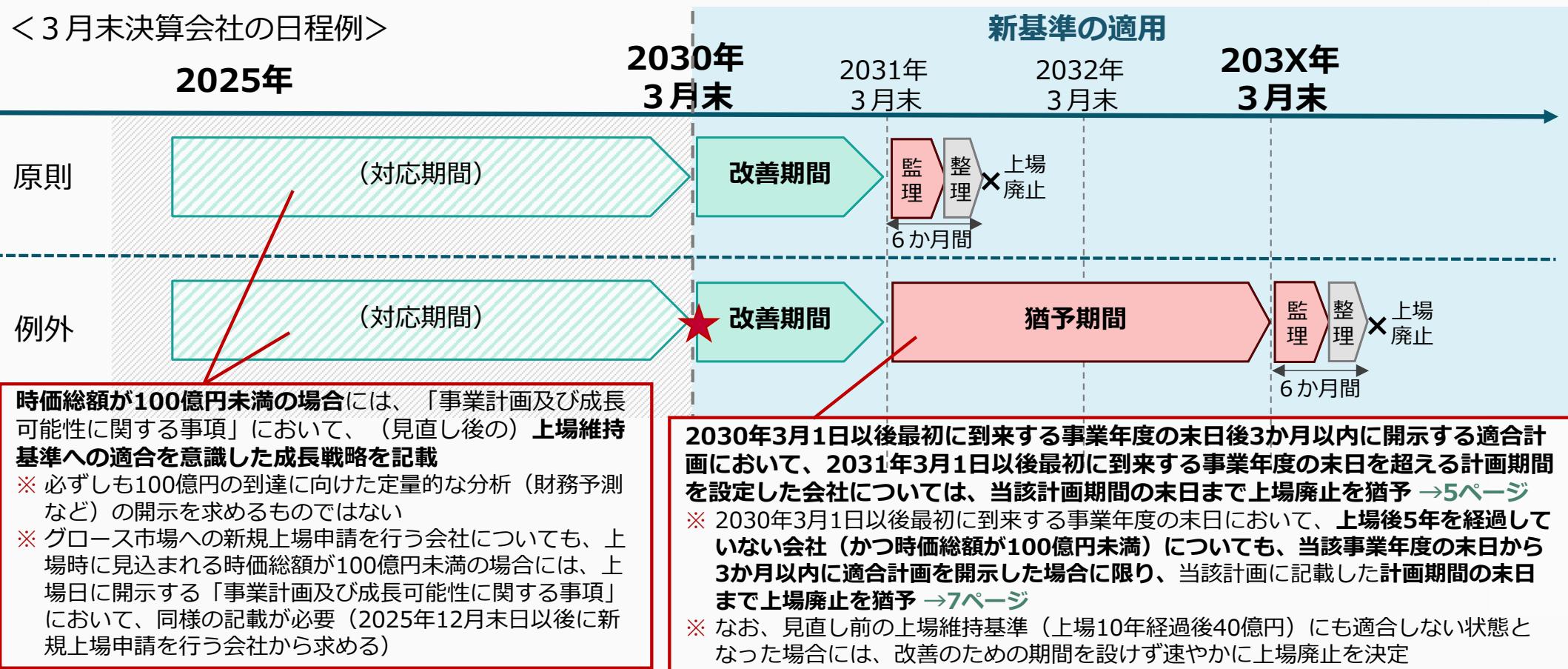
グロース市場の上場維持基準の見直し

◆ 上場維持基準を、「上場5年経過後 時価総額100億円以上」へと見直し
(現行: 上場10年経過後 時価総額40億円以上)

◆ 2030年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日から適用

- 1年間の改善期間内に基準に適合しなかったときは、監理・整理銘柄指定期間を経て上場廃止
- ただし、追加期間を設けて基準への適合を目指す計画を開示した場合には、当該計画に記載した計画期間の間、例外的に上場を可能とする（計画期間の期限は定めない）

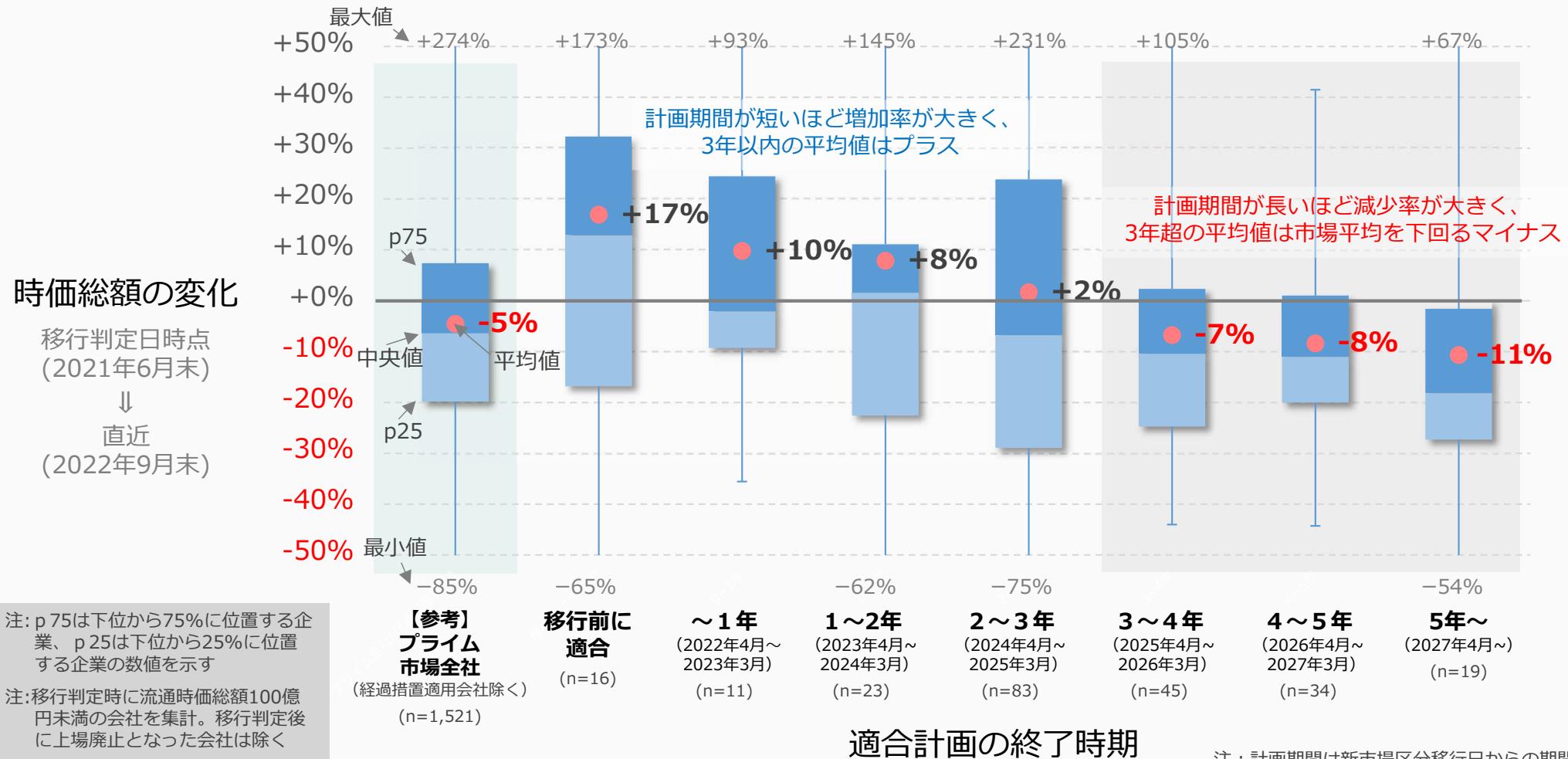
<3月末決算会社の日程例>



参考：適合計画を開示した会社の市場評価

- ◆ 市場区分の見直しに際して設けた上場維持基準に関する経過措置では、**長い期間の計画を開示した上場会社は、投資者から評価されず株価が下落**

流通株式時価総額基準（100億円）未達企業の時価総額の変化（プライム市場）



出所：市場区分の見直しに関するフォローアップ会議第4回東証説明資料より抜粋

参考：決算期ごとのスケジュール（上場後5年以上の企業・原則）

基：判定基準日、廃：上場廃止

決算	2030												2031												2032											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
3月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
4月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
5月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
6月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
7月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
8月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
9月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
10月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
11月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
12月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
1月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											
2月期	基	→改善期間											基	→監理・整理											廃											

2030年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日において、時価総額基準に適合しない状態となった場合、当該事業年度の末日から3か月以内に適合計画を開示

改善期間内（1年間）に時価総額基準に適合しない場合、監理銘柄・整理銘柄に指定後、上場廃止

参考：決算期ごとのスケジュール（上場後5年以上の企業・例外）

※203X年は、各社の計画期間の末日が属する年

基：判定基準日、**廃**：上場廃止

2030年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日において、時価総額基準に適合しない状態となった場合、当該事業年度の末日から3か月以内に適合計画を開示

計画期間の末日まで、上場廃止を猶予
※ 改善期間の末日以後の各事業年度の末日に
おいて、見直し前の基準（上場10年経過
後40億円）に適合しない状態となつた場
合は、上場廃止

猶予期間内に時価総額基準に適合しない場合、監理銘柄・整理銘柄に指定後、上場廃止

参考：決算期ごとのスケジュール（上場後5年未満の企業・原則）

※203Y年は、上場5年経過後最初に到来する事業年度の末日が属する年

基：判定基準日、**廃**：上場廃止

決算	203Y												203Y+1												203Y+2						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
1月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
2月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
3月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
4月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
5月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
6月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
7月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
8月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
9月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
10月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
11月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													
12月期	基	→改善期間											基	→監理・整理				廃													

上場5年経過後最初に到来する事業年度の末日において、時価総額基準に適合しない状態となった場合、当該事業年度の末日から3か月以内に適合計画を開示

改善期間内（1年間）に時価総額基準に適合しない場合、監理銘柄・整理銘柄に指定後、上場廃止

参考：決算期ごとのスケジュール（上場後5年未満の企業・例外）

※2031年は、上場5年経過後最初に到来する事業年度の末日が属する年

※2032年は、各社の計画期間の末日が属する年

基：判定基準日、**廃**：上場廃止

2030年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日において時価総額が100億円未満であって、上場5年(+改善期間1年)での適合が難しい場合には、当該事業年度の末日から3か月以内に適合計画を開示

上場5年経過後最初に到来する事業年度の末日において基準に適合しない状態となつた場合、改善期間入り

計画期間の末日まで、上場廃止を猶予
※ 改善期間の末日以後の各事業年度の末日において、見直し前の基準（上場10年経過後40億円）に適合しない状態となった場合は、上場廃止

猶予期間内に時価総額基準に適合しない場合、監理銘柄・整理銘柄に指定後、上場廃止

スタンダード市場への市場区分の変更基準に係る見直し

◆ 上場維持基準の見直しを受けてスタンダード市場への市場区分の変更を希望する会社が、利益の額を捻出するために成長投資を抑制することがないよう、**スタンダード市場への市場区分の変更に際して、利益の額に関する形式要件（最近1年間における利益の額が1億円以上）は適用しないことに見直し**

- ※ 見直し後の上場維持基準の適用に先立ち、2025年12月を目途に施行を予定（施行日以後にスタンダード市場への市場区分の変更申請を行う会社から適用）
- ※ プライム市場からスタンダード市場への市場区分の変更基準についても、同様の取扱いとする

(参考) スタンダード市場の形式要件

項目	市場区分変更基準	(参考) 上場維持基準
株主数	400人	400人
流通株式数	2千単位	2千単位
流通株式時価総額	10億円以上	10億円以上
流通株式比率	25%以上	25%以上
利益の額	<u>年1億円以上</u> → 二	一
純資産	正	正
売買高	一	月平均10単位以上